

煙高さ判定法で利用される防火設備

(1) 法第 61 条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

大臣認定による個別認定

(2) 令和元年国土交通省告示 193 号第 1 第 3 項第 2 号に規定する防火設備

75 分を超え、90 分以下である場合、次のイからホまでのいずれかに該当する防火設備
イ前号に定める防火設備【(一) 法第 61 条の規定による認定扉】

ロ平成 27 年度国土交通省告示第 250 号第 2 第 1 号ロに適合する構造方法を用いる防火設備

ハ骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれの厚さが 1mm 以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備

ニ鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが 1.8mm 以上の防火設備

ホ厚さ 30mm 以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備

(3) 令和元年国土交通省告示 193 号第 1 第 9 項に規定する 75 分防火設備

1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 75 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして法第 61 条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

2 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれの厚さが 0.8mm 以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備

3 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが 1.6mm 以上の防火設備

4 厚さ 28mm 以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備

(4) 特定防火設備

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする

1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 21 条第 2 項第 2 号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの（建築基準法施行令第 109 条の 5 第 1 号に規定する火災継続予測時間が 1 時間以上である場合に限り、同条第 2 号の国土交通大臣が定める面を有するものを除く。）とすること

2 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第 3 号リ (2) (i) (一) に規定する構造とすること。

3 次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすること。

イ骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが 0.5mm 以上の鉄板を張った防火戸

ロ鉄製で鉄板の厚さが 1.5mm 以上の防火戸又は防火ダンパー

ハ鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが 3.5cm 以上の戸

ニ土蔵造で厚さが 15cm 以上の防火戸

(5) 令第 114 条第 5 項において読み替えて準用する第 112 条第 21 項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
大臣認定による個別認定

(6) 令和元年国土交通省告示第 194 号第 2 第 4 項に規定する 30 分防火設備
第 1 項第 1 号の「30 分間防火設備」とは、次に掲げる防火設備（周囲の部分が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠又は他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりが設けられていることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物を当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けたものに限る。）をいう

1 令第 114 条第 5 項において読み替えて準用する令第 112 条第 20 項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による認定を受けた防火設備

2 鉄材又は鋼材で造られた防火設備で、鉄板又は鋼板の厚さが 1.0mm 以上のもの（耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが 5mm 以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏 30 度から摂氏 750 度までの範囲において、1 度につき 0 プラスマイナス 0.000005 であるものに限る。次号イにおいて同じ。） - 7 を用いたものを含む。）

3 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイからホまでに掲げる基準に適合する構造とした防火設備

イ耐熱結晶化ガラスを用いたものであること

ロはめごろし戸であること

ハ幅が 1000mm 以上 1200mm 以下で高さが 1600mm 以上 2400mm 以下の開口部に取り付けられたものであること

ニ火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること

(i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが 3mm 以上の取付部材（ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。（ii）において同じ。）により枠に堅固に取り付けること

(ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に 250mm 以下の間隔で固定すること

(iii) ガラスの下にセッティングブロック（鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。）を設置すること

(iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さを 7mm 以上とすること

ホ火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること

(i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（シリコン製で

あるものに限る。)

(ii) 加熱により膨張する部材 (黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。)

(7) 法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備

その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備 (その構造が遮炎性能 (通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。)) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) を有すること (詳細は添付ファイル【防火設備について】参照)

(8) その他のもの

上記に掲げられている防火設備以外全てを指します。

10 分間防火設備 (その他) ・ 10 分間防火設備 (遮煙) は、その他に分類されることに注意してください。